

基準緩和認定書

近運技第 [] 号
平成 [] 日

[] 殿

近畿運輸局長



平成 [] 日付けで申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式 []
- 2 種別及び用途 普通 貨物
- 3 車体の形状 セミトレーラ
- 4 車台番号又は製造番号 []
- 5 使用の本拠の位置 []
- 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
 - (1) 緩和条項等
004 第4条 車両総重量 35,990kg
 - (2) 条件及び制限
062 被けん引自動車の後面には、分割可能貨物基準緩和車両総重量及び分割可能貨物基準緩和最大積載量を表示すること。
092 運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。
094 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。
123 分割可能な貨物の輸送時には、8本の側面スタンプを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。

※ 備考 最大積載量 27,500kg

けん引車の「第5輪荷重10,740kg」以上。
けん引車 [] (NR無)
以上1型式